まくべつ

第65号
令和７年３月発行

農業委員会だより

意見書提出のようす（上）
中村会長、松本会長職務代理者とで、飯田町長に対し「農業施策等に関する意見書」を提出しました。（Ｐ２）

農業者年金相談会のようす（右）
年金受給予定者を対象に、研修会及び個別相談会を開催しました。（Ｐ７）

紙面あんない

大雪による農業被害・・・・・・・２Ｐ
町へ意見書を提出・・・・・・・・２Ｐ
農地バンク手続きの留意点・・・・３Ｐ
賃借料情報と農地移動状況・・４～５Ｐ
贈与に関する情報・・・・・・・・６Ｐ
農業者年金情報・・・・・・・・・７Ｐ
家族経営協定・・・・・・・・・・８Ｐ

編集・発行
幕別町農業委員会

中川郡幕別町本町130番地１
電話　　0155-54-6625
FAX　　0155-54-5564
忠類支局　01558-8-2111
E-mail:nogyoiinkai@town.makubetsu.lg.jp
HP：http://www.town.makubetsu.lg.jp/
⇒「農業委員会」

記録的な大雪による農業被害

令和７年２月３～４日にかけて帯広市において国内観測史上１位を記録する降雪があり、本町も大雪に見舞われました。

この降雪により、本町では以下の農業被害が確認されました。

●被害戸数 54 戸

ビニールハウス	38件（全壊32件、半壊２件、一部損壊４件）
倉庫	９件（全壊７件、半壊１件、一部損壊１件）
車庫	３件（全壊１件、一部損壊２件）
格納庫	２件（全壊１件、一部損壊１件）
堆肥舎・鶏舎	各１件（全壊）
牛舎	１件（一部損壊）

農業施策等に関する意見書を提出

毎年、農業委員会では、幕別町に対して農業政策等に関する意見書を提出しています。

今年度は、物価高騰対策や自然災害による農業被害対策に伴う支援を国や北海道に対して働き掛けを依頼するとともに、本町における各種施策の推進について要請しました。

また、議長室を訪れ寺林議長に町へ意見書を提出したことを報告しました。

Ⅰ　国等への要請事項（５項目）

１　物価高騰対策及び輪作体系維持について
（輪作体系を考慮した長期的な国産農産物生産目標の策定や乳製品消費拡大等への支援などを国等へ要請することを要望）

２　自然災害による農業被害対策について
（被災時、農業者が早期に営農再開できる復旧支援や農業者への負担軽減に対する支援などを国等へ要請することを要望）

３　農業基盤整備事業予算の確保について
（基盤整備予算の確保やスマート農業普及支援などを国等へ要請することを要望）

４　所有権移転による農地利用集積の推進等について
（譲渡所得の特別控除額の引き上げなどを国等へ要請することを要望）

５　農地売買等事業に係る手数料徴収について
（出し手・受け手への費用の負担軽減について国等へ要請することを要望）

Ⅱ　町への農業施策の要望事項（３項目）

１　担い手・労働力の確保について
（各種担い手対策の継続的な実施などを要望）

２　有害鳥獣の駆除対策について
（被害発生時の関係機関連携や継続的な鳥獣対策実施などを要望）

３　農業委員会関係予算の確保等について
（農業委員会の関連予算と人員の確保などを要望）

農地バンク制度開始で、変わる手続きは？

1 【農地転用の手続き】

「農振地域の除外」の前段で「地域計画の変更」が必要です。

R 07.03 以前

① 農振地域の除外（約３か月）
② 農地法転用許可（約１か月）

処理期間（3か月）

●①、②の事務処理は同時進行のため**合計の処理期間は３か月程度。**

R 07.04 以降

① **地域計画を変更（約１か月）**
② 農振地域の除外（約３か月）
③ 農地法転用許可（約１か月）

処理期間（4か月）

●②、③の事務処理は同時進行のため**合計の処理期間は４か月程度。**

2 【農地の売買・賃貸借の手続き】

農地の売買・賃貸借の許可は、手続き開始（申請）から公告（決定）まで、従前に比べ期間を要します。

R 07.03 以前

① 町公社が集積計画作成
② 町公社から農委に計画提出
③ 農委総会で計画審議

④ 町が計画を公告

●**概ね１か月程度**の期間が必要

R 07.04 以降

① 町公社へ促進計画作成
② 町公社から農委に計画提出
③ 農委総会で計画の要請審議
④ **道公社で計画決定**
⑤ 町が計画を公告

●**最大２か月程度**の期間が必要

3 【売買手続きのタイミング】

農地の「売買」の手続き（申請）期間が限られます。

農地バンク（道公社）は、毎年北海道から農地バンク事業実施の承認を受け、年度内（３月まで）に事業（出し手への支払いまで）を完了することが必要となります。よって、利用調整会議の期間が実質６月から翌１月までに限定されますので、事業活用の際は、お早めに町公社にご相談ください。

「農地バンク制度」の問合せは、幕別町農業振興公社 まで(電話 0155-57-2711)

農地の賃借料情報について（Ｒ２～Ｒ６）

農業委員会では、農地の賃貸借契約を締結する場合の目安となるよう、各地域ごとの賃借料情報を提供しています。

各年（１～12月）に締結された賃貸借契約による賃借料水準（10アールあたり）は、次のとおりですので、賃貸借契約を締結する際の参考としてください。

なお、「前年の平均額の２倍以上」の賃貸借契約を締結しようとする場合、周辺の賃借料水準が大きく引き上げられることとなりますことから、農業委員会が指導・助言を行うことになっております。

1　普通畑　（単位：円）

	平均額			最高額			最低額		
	幕別低台	幕別高台	忠類地区	幕別低台	幕別高台	忠類地区	幕別低台	幕別高台	忠類地区
Ｒ２	8,600	7,800	3,800	12,000	12,000	5,100	4,700	3,500	2,600
Ｒ３	10,000	7,500	3,400	16,000	11,000	5,500	3,300	2,700	2,300
Ｒ４	10,000	7,800	4,000	15,000	13,100	5,000	5,300	3,000	2,800
Ｒ５	9,200	7,400	3,200	13,000	12,500	5,100	3,000	5,000	2,500
Ｒ６	9,700	8,300	3,000	14,000	13,000	4,500	5,000	3,000	1,000

2　牧草畑　（単位：円）

	平均額			最高額			最低額		
	幕別低台	幕別高台	忠類地区	幕別低台	幕別高台	忠類地区	幕別低台	幕別高台	忠類地区
Ｒ２	5,100	3,700	2,800	7,700	5,000	3,000	4,000	3,000	2,500
Ｒ３	5,100	4,600	3,000	7,700	6,800	3,500	4,000	3,000	2,500
Ｒ４	5,100	4,600	2,900	7,700	6,800	3,700	4,000	3,000	2,000
Ｒ５	5,100	4,600	2,900	7,700	6,800	3,700	4,000	3,000	2,000
Ｒ６	5,100	4,500	2,900	7,700	6,800	3,700	4,000	3,700	2,000

※幕別低台：新川・明野・軍岡・猿別・千住・依田・途別の一部、幕別・札内市街地及び相川

※幕別高台：幕別低台及び忠類地区を除いた地区

※牧草畑について、移動件数が一定以下の場合は、前年賃借料を据置き

農耕トラクタなどの小型特殊自動車の登録・廃車手続きは、幕別町（税務課）で行いますが、その基準日は、４月１日です。したがって、４月１日時点で登録がある方には、６月１日時点で軽自動車が廃車されていたとしても軽自動車税が課税されます。（４月１日に廃車手続きが完了した場合は、課税されません。）

トラクタ等を廃車した際は、速やかに手続きをしましょう。

農地の移動状況について（Ｒ２～６、各年１～12月）

１　件数　　（単位：件）

区分	農地法					農地中間管理機構特例事業		農用地利用集積計画	
	所有権		賃借権	使用貸借権	地役権				
	売買	贈与				買入	売渡	所有権	賃貸借等
Ｒ２	21	7	42	29	0	15	19	10	91
Ｒ３	16	1	49	20	0	11	8	19	130
Ｒ４	26	1	57	26	0	16	14	11	124
Ｒ５	19	7	55	14	0	14	22	6	94
Ｒ６	18	6	44	24	0	26	29	14	114

２　面積　　（単位：ｈａ）

区分	農地法					農地中間管理機構特例事業		農用地利用集積計画	
	所有権		賃借権	使用貸借権	地役権				
	売買	贈与				買入	売渡	所有権	賃貸借等
Ｒ２	105.47	51.39	265.46	875.48	0.00	159.47	199.54	39.24	430.49
Ｒ３	67.35	0.65	326.63	576.12	0.00	85.39	126.77	96.83	711.41
Ｒ４	64.80	20.25	377.35	773.95	0.00	137.28	93.59	69.81	509.73
Ｒ５	103.29	9.01	307.03	312.48	0.00	94.94	208.75	15.42	656.68
Ｒ６	62.15	22.61	213.15	751.48	0.00	208.89	185.10	40.24	770.22

～忘れてませんか～

（農地所有適格法人報告書）

農地所有適格法人は、年に１度、「事業の状況を示した**法人報告書**」**の提出が義務**付けられています。提出がない場合、農地の権利を取得する際など支障を来たす場合がありますので、必ず提出してください。

◆提出書類

①法人報告書

②損益計算書などの収支が確認できる書類

◆提出期限

事業年度終了後、３ヶ月以内

◆提出先

農業委員会事務局、又は農業委員会忠類支局

親から子へ農地を「贈与」すると・・・

財産を持つ親が、子などにその財産を引き継ぐと「贈与税」が課税されますが、「農地」を贈与した場合、①贈与税の納税猶予の特例や②相続時精算課税の特例を選択できますので、財産の贈与を検討されている方は、お早めに税理士などに相談することをお勧めします。

なお、農地の贈与は、農地法第３条の許可が必要となります。

① 贈与税の納税猶予の特例

農業を営んでいる親が、農地の全部を後継者である子などに生前一括贈与した場合、贈与者（親）が死亡するまで贈与税の納税を猶予し、贈与者が死亡したときには、贈与した農地を親から相続によって取得したものとみなして相続税が課税される制度です。

ただし、贈与税が免除される前に、農地を売却・転用したりすると、利子税とともに猶予された贈与税の支払い義務が生じます。

② 相続時精算課税の特例

60歳以上の親から、18歳以上の子・孫へ贈与する場合は、１年間に贈与により取得した財産の価格の合計から、基礎控除110万円が控除され、更に累計2,500万円までの特別控除が適用されます。（控除額を超える財産価格がある場合は、当該価格に贈与税が課税。）

また、贈与者が死亡したとき、贈与された農地と他の相続財産の合算（贈与時の価格）から基礎控除額（贈与時）の合計を差し引いた額に対し相続税は課税され、既に支払った贈与税があるときは、相続税から控除されます。（本制度を活用した場合、暦年課税の贈与は受けることができません。）

※ 通常の贈与（参考）

贈与により取得した財産の価格の合計額から、基礎控除額110万円（年間）を差し引き、残額に応じた税率を適用して贈与税額を算出します。

例）財産価格500万円－ 基礎控除110万円 ＝ 390万円×20%（税率） ＝ 78万円（税額）

農業者年金個別説明会及び相談会を開催

令和６年12月６日、農業者年金受給予定者を対象に農業者年金制度説明会と個別相談会を開催しました。

説明会は、北海道農業会議で農業者年金相談員の佐藤友里子氏を講師に迎え、農業者年金の制度概要などについて実施しました。

また、説明会終了後に個別相談会を実施し、経営継承・農地処分のタイミングや方法に加え、年金受給額の具体的な予定額など、参加者個々の質問内容や手続きの留意点について確認いたしました。

農業者年金ってお得？　加入の参考にしてみては？

「農業者年金に加入して豊かな老後を！」、「農業者年金で老後の生活を安心サポート！」など農業者年金についていろいろＰＲされていますが、実際の受給額はいくらくらいなのでしょうか。

下表は、保険料を毎月２万円と設定した場合に、支払う保険料と加入年齢の違いで年金額をまとめたものです。是非、加入をご検討ください。

（運用利回り2.5%、予定利息1.0%で試算しています。）

加入年齢	納付期間	性別	通常加入		政策支援加入			
			本人負担総額	年間支給額	本人負担総額	年間支給額	うち老齢年金	うち特例付加
20歳	40年	男性	960万円	80万円	744万円	81万円	58万円	23万円
		女性		69万円		69万円	50万円	20万円
30歳	30年	男性	720万円	53万円	588万円	53万円	41万円	12万円
		女性		46万円		46万円	36万円	10万円
35歳	25年	男性	600万円	42万円	528万円	42万円	36万円	6万円
		女性		36万円		36万円	31万円	5万円

家族経営協定って・・・
～ ゆとりみらい21推進協議会からのおしらせ ～

Q：何を決めているの？
A：①経営方針、②労働時間・休日、③作業分担、④報酬、⑤収益分配　など
Q：締結による効果は？
A：①認定農業者共同申請、②農業者年金の支払い保険料への国庫補助（政策支援）、③近代化・経営体育強化資金借入れ、④青年就農給付金経営開始型特例の給付　など

実際に家族経営協定を締結した農業者からは、「家族で経営理念を共有できた」「家族で話し合う機会が増え、結束が強まった」「部門を任され、やりがいを強く感じる」「経営継承への不安が解消した」などの声があります。
協定締結は、各種制度の活用にも関わりがありますので、協定書の作成や具体的な締結方法などご不明な点がありましたら、ゆとりみらい21推進協議会事務局までお問い合わせください。

ー　事務局：幕別町経済部農林課農政係　℡0155-54-6605　ー

全国農業新聞は、農業者の公的機関である農業委員会系統組織が発行する農業総合専門紙です。全国農業新聞は、農業委員会で購読の申込みを受け付けています。

◆発行日　毎週金曜日
◆購読料　700円/月（送料、税込）
◆発　行　全国農業会議所

農業者年金の内容やご相談は、最寄りのＪＡ、幕別町農業委員会又は農業者年金基金（電話03-3502-3199（相談員））にお問い合わせください。
幕別町農業委員会事務局　TEL　0155-54-6625　・　FAX　0155-54-5564
忠類支局　TEL　01558-8-2111
ホームページ　https://www.town.makubetsu.lg.jp/　⇒　「農業委員会」

QRコードからの閲覧は、こちら

◇広報委員
・委員長　渡邊ひろ子
・副委員長　廣瀬　敏文
・委員　棚　範貴
・委員　長谷川　旭
・委員　酒井はやみ
・委員　萬谷　司
・委員　吉田　正宏

農地法に基づく各種許可申請の締切りは、毎月10日（閉庁日の場合は、直後の開庁日）です。各書類を準備の上、農業委員会事務局に提出してください。